

公益財団法人東京都環境公社競争見積参加要項

1 競争見積参加希望者の資格

- (1) 公益財団法人東京都環境公社（以下、「公社」という。）の登録業者であること
- (2) 公社が別に定める見積参加有資格者指名停止等取扱要綱により指名停止となっていないこと
- (3) 「見積参加希望申込票兼予定監理技術者等調書」提出時点で東京都の公表により指名停止とされていないこと
- (4) 発注する委託等の内容に適した専門性を有すること
- (5) 同一の見積合せにおいては、事業協同組合と同組合構成員のどちらか一方しか、既に見積参加の申込みができないこと

2 公表の方法

- (1) 公表の対象案件は、予定価格が工事請負及び委託契約にあつては1,000万円以上、物品・賃借その他の契約にあつては400万円以上となります。
- (2) 上記の案件については、当該案件の概要と募集要件を掲載した「個別発注予定表」を公社ホームページ上に公表し、競争見積への参加者を公募します。
- (3) 上記(1)以外の案件についても公募を行う場合があります。

3 申込方法

委託等の競争見積への参加を希望する場合は、当該案件の公表期間内に郵送または持参等により「見積参加希望申込票兼予定監理技術者等調書」を提出して下さい。

4 指名通知方法

公社指名業者選定委員会の審査の後、FAX等による指名及び見積書提出依頼の通知を行います。大型図面等の引渡しや現場説明が必要な場合は、同時にご案内します。

5 見積書の提出

- (1) 提出方法は、郵送または持参等とします。
- (2) 見積書に指定の様式はありません。
- (3) 見積書には、内訳内容の記載を必要とします。
- (4) 単価契約の場合は、単価の他に予定数量を掛け合わせた推定総金額の記載を必要とします。
- (5) 採用業者の見積書に値引き表示がある場合は、値引き表示がない内訳書を再作成の

うえ、再提出して頂きます。

6 見積合せ方法

- (1) 見積合せ回数は2回とし、2回で採用とならない場合は、最低価格提示者と減価交渉するか、又は不調とします。
- (2) 競争見積合せの結果、最低価格提示者が2者以上いる場合は、原則として両者立会いのもと、くじ引きによって見積採用業者を決定します。

7 契約

- (1) 契約書の作成をもって契約の成立とします。
- (2) 原則として契約代金の支払は、完了確認日の月末締め・翌月末支払とします。